**緊急時よりそい支援チェックリスト**

　事業実施要綱第２条第４号の該当する支援の区分

ア　保護者又は家族等が疾病、事故、急用等のとき。

イ　障害者が心身の不調を来し、相談等の支援を望むとき。

ウ　障害者が通常受けている支援を受けられなくなったとき。

エ　その他市長が特に支援を必要と認めたとき。

※チェックをして、障害者緊急時よりそい支援事業実施申請書の所定の欄に〇

をしてください。

事業実施要綱第１４条第１号の「市長が別に定める緊急時よりそい支援を提供する要件」（以下のいずれにも該当すること）

緊急に必要な要件であること（即日もしくは１週間以内に必要）

単発的に対応すれば、当面は終了する支援であること。

対象者から支援の要請があり、緊急時よりそい支援を提供することに同意していること

対象者との関係性から当該事業所で支援することが最適であること（当該事業所の利用者である、またはそれに準ずる関係性がある）

当該事業所が通常提供するサービスで対応できないこと（通常サービスの提供時間外等である）

他の障害福祉サービス等を活用しても対応できないこと（可能性はあるが、人的、時間的に困難な場合も含む）

※チェックをして、障害者緊急時よりそい支援事業実施申請書に添付してください。